

—地方行政における動物の福祉・愛護対策への取り組み (XIII)—
大阪市動物管理センターの業務について
 —「大阪府動物愛護管理推進計画」実現にむけての取り組み—

木村吉秀[†] (大阪市動物管理センター所長)



1 はじめに (「大阪市の動物愛護管理への取り組み」について)

本市では従前より法律の規定に沿って、「動物愛護行政」に取り組んできたが、「基本指針」(平成18年度10月31日環境省告示第140号)を受け、動物愛護管理施策を大阪府域で総合的統一的に推進するための基本方針となる、平成20年の「大阪府動物愛護管理推進計画」(以下、府計画)の策定に関係自治体として参画し、平成30年3月31日までの期間内での同計画の数値目標を含む各種事業の大阪市域での実現に向け、中長期的に取り組んでいるところである。この「府計画」には10項目の具体的な施策が挙げられているが、本稿では「致死処分の減少」に向けた「返還及び譲渡等の業務改善」と「動物による危害や迷惑問題の防止」の2項目を中心として、それに関係する大阪市動物管理センターの業務を紹介する(図1)。

(参考：大阪府動物愛護管理推進計画 <http://www.pref.osaka.jp/doubutu/pet/keikaku.html>)

2 大阪市動物管理センターの組織及び施設の概要について

当センターは大阪市住之江区の本所と東成区の分室(別称：動物愛護相談室)の2つの事業所で構成されており、平成20年に設置された分室には動物飼養設備は無く、「動物取扱業関係」、「所有者不明猫適正管理推進事業」並びに大阪府より権限委譲を受けている「鳥獣保護法関係」及び「動物診療所関係」の業務等を所管している。また昭和25年の「狂犬病予防法」の公布を端緒として順次整備されてきた本所は、動物の捕獲収容から譲渡、処分のいわゆる基本的な動物管理関係業務を所管している。本所は敷地約4,000m²に事務所、檻房、処置室を備えた保護舎、子犬舎、特定動物舎、ふれあい広場



図1 大阪市動物管理センター(本所)外観

等の施設が置かれている。職員構成としては、本所20名(獣医師5名、事務職1名、技能職14名)、分室13名(獣医師5名、技能職8名)の33名よりなっている。

3 犬・猫の収容及び処分数の推移

当センターでの犬・猫の収容及び処分数の推移については、(図2, 3)のとおりである。市内では住宅及び交通事情などにより野良犬の生息が困難であることから、河川敷や港湾地域を除いて見られなくなり、犬の捕獲数は減少してきた。犬の引取り数も減少傾向であることから、当センターで収容される犬は毎年少なくなってきた。一方、返還、譲渡への取り組みを進めたことにより、平成21年度で捕獲、引取りした犬550頭のうち231頭(42.0%)が返還、譲渡により命を繋ぐことができ、この「致死処分率」の減少傾向は、近年ますます明らかになってきている。反面、野良犬が市内から少なくなったことにより、野良猫に関わる苦情が増加したように思われる(図4)。猫の収容数については、所有者あり、なしともにほぼ一定の数、比率(1:9)で推移しており、そのほとんどが致死処分されている。所有者なしとして引取っている猫の約9割が生まれたての子猫であることから、致死処分の約8割が野良の子猫となっている。

[†] 連絡責任者：木村吉秀 (大阪市動物管理センター)

〒559-0021 大阪市住之江区柴谷2-5-74

☎06-6685-3700 FAX 06-6686-4507

E-mail : fa0062@city.osaka.lg.jp

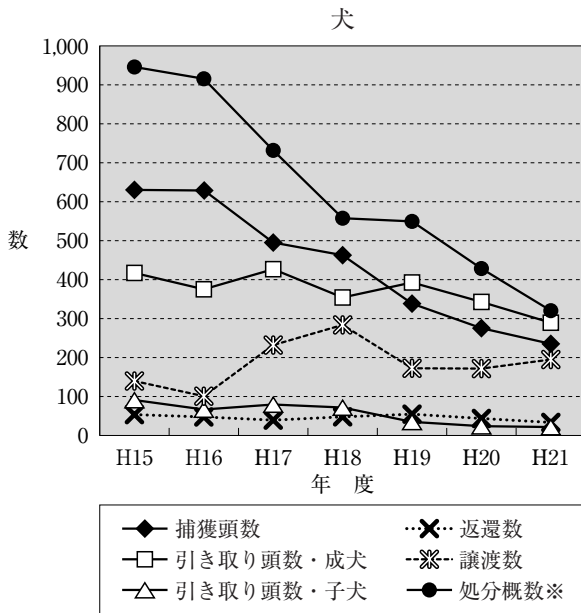


図2 犬の収容数と処分数の推移 (H15～H21)
 (※処分概数については搬送中や抑留中に死亡したのも含む)

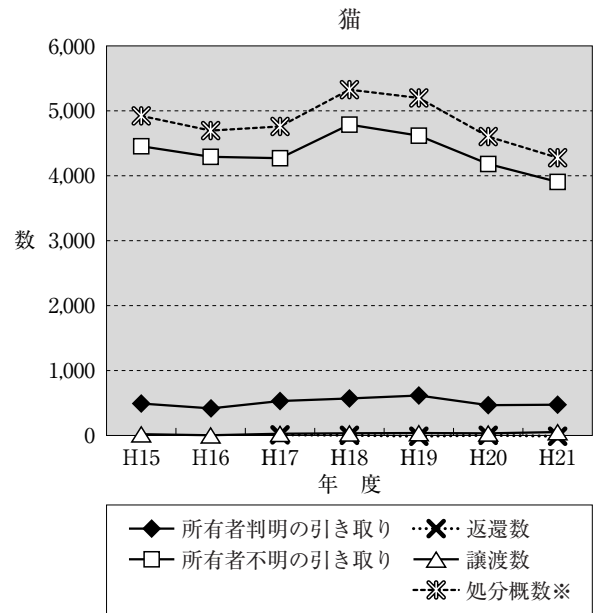


図3 猫の収容数と処分数の推移 (H15～H21)
 (※処分概数については搬送中や抑留中に死亡したのも含む)

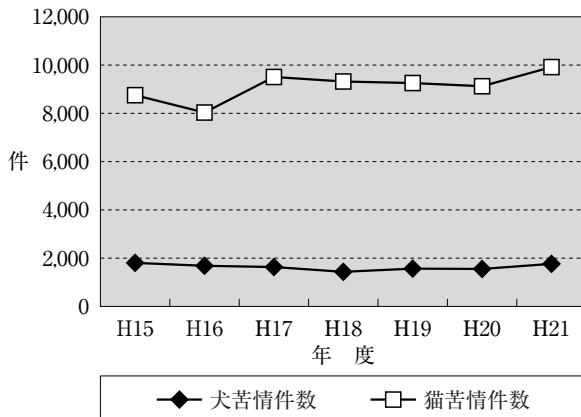


図4 犬と猫に起因する苦情件数の推移 (H15～H21)



図5 月に2回、犬と猫の譲渡会『愛犬教室』を実施

4 「動物愛護精神の涵養」に向けたアプローチについて

大阪市での「動物愛護精神の涵養」についての取り組みを進めるうえで、大きな契機となったのはやはり昭和48年の「動物の保護及び管理に関する法律」の公布であった。法の目的である「動物を愛護する気風の招来」について、市民により明確な意識を持っていただくために、大阪市では毎年4、10月を「犬・猫を正しく飼う運動」強調月間として、広報と市内全戸への啓発リーフレットの回覧を実施し、飼い主のモラル、マナー向上について訴え、また、9月の動物愛護週間の時期に「大阪動物愛護フェスティバル」を大阪城公園で(公社)大阪市獣医師会、(社)大阪府獣医師会と共催し、また市民からの動物に関わる相談、苦情の際には、動物ほか環境の様々な問題の窓口として各区の区役所の保健福祉課生活環境グル

ープに配置されている生活環境指導員が現場対応を通じて、動物の愛護及び管理に関して啓発に努めるなどの事業を継続して行ってきた。当センターはそれらの事業の推進に主体的に取り組むとともに、センター独自の事業として次の施策、事業を順次実施してきた。

- 昭和55年 名称「大阪市狂犬病予防事務所」を「大阪市動物管理センター」に変更
- 〳 57年 犬と猫の譲渡会「愛犬教室」を月2回、第2、4水曜日開催 (図5)
- 〳 59年 夏休みに当センターで子犬とふれあう「子犬の広場」4日間開催 (その後、「子犬の広場」の開催前に「子犬の世話をしよう」3日間、譲渡会「ワンちゃんの飼い主になってください」を日曜日開催) (図6)



図6 夏には『子犬の広場』、『子犬の世話をしよう』や『ワンちゃんの飼い主になってください』を実施



図7 左から、出張型、来所型子犬の広場

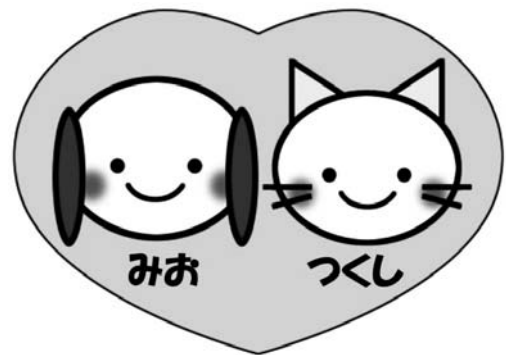


図8 新しい愛称『おおさかワンニャンセンター』の看板とロゴマーク

- 平成 3 年 ふれあい広場を整備，来所による「ふれあい教室」随時開催
 保育所，幼稚園へ出張しての「ふれあい教室」随時開催（図7）
- 13 年 「大阪市動物の愛護及び管理に関する条例」制定
- 17 年 モデル犬による「しつけ教室」随時開催
- 18 年 団体等への成犬・猫譲渡の開始
- 22 年 愛称を公募「おおさかワンニャンセンター」と決定（図8）

5 「府計画」の目標

平成20年度から同29年度までの10カ年を実施期間とする「府計画」における，致死処分の減少に関する数値目標（平成18年度に比較して）と大阪市の状況は次のとおりである。

○犬の引取り数

目標：概ね半減 429頭⇒215頭 以下

○猫の引取り数

・所有者あり 目標：概ね半減

583頭⇒292頭 以下

・所有者なし 目標：概ね3割減

4,777頭⇒3,344頭 以下

○犬・猫の返還，譲渡率の向上 目標：概ね倍増

・犬

返還率 0.75% ⇒ 1.5% 譲渡率 32.0% ⇒ 60%

・猫

返還・譲渡率 0.75% ⇒ 1.5%

6 「府計画」実現に向けた取り組み

「動物愛護法」理念の実現に向けた各地の行政の施策は、それぞれの地域の特性などを反映して多様な取り組みがなされているが、その成果を押し量る基本的な物指しの一つとしては「致死処分数の減少」があり、更に日々、動物管理関係業務を担っている我々がまず求めているのが「致死処分数の減少」ではないだろうか。次に「府計画」で挙げられている10の施策のなかから、特に「致死処分数の減少」という、具体的な課題の解決に向けての取り組みに関わる2項目について述べてみる。

(1) 「返還及び譲渡等の業務改善」について

本市では捕獲した犬及び収容した所有者不明猫の返還への働きかけとしては、長い間、捕獲、収容した区の区役所で公示することしかできず、区域を超えた場合には限界があったが、平成11年より「大阪市保健衛生管理システム」稼働に伴い、コンピュータで管理した当該動物の情報を市内全域の関係機関で共有することができるようになり、捜している飼い主への便宜が一層図れるようになった。現在、当センターでは返還を促進するために、収容している犬・猫の情報を大阪市のホームページに掲載することを年度内に実施していく予定である。

譲渡については当センターでは昭和57年より毎月第2、4の水曜日に「愛犬教室」と呼ぶ、犬と猫の譲渡会を開催してきた。これは大阪市内に在住、在勤する方を対象に、病気や転居などの理由で犬・猫を手放さなければならない人が午前中にセンターに来所され、午後新たに飼養を考えておられる方が犬・猫と出会うために来所される事業で、この新しい飼い主と出会えるチャンスは捕獲や引取りなどでセンターで収容している犬・猫から選定基準をクリアできた個体へもできるだけ与えるようにしている。

この「愛犬教室」には二つの機能と、実施していることによる効果があると考えている。一つの機能は現在各区役所で期日を決め、当センターでは毎日、手数料を徴して実施している犬・猫の引取り事業において、窓口で飼い主に対して飼養継続の勧奨を行い、そして新たな飼い主を捜す手段の一つとして、この「愛犬教室」を紹介することができるということ、もう一つの機能は、新たに飼い主になろうとしている方に対して犬・猫の習性や接し方、更に飼い主としての責任や義務について講習を行うという、まさに「愛犬教室」という機能である。そして効果としては安易な引取りをできるだけ防ぐための事業を、また飼い主になろうとしている方に、動物を飼うと

いうことの大切な心構えを促すための講習を実施するという、まさに「動物愛護管理」についての具体的な啓発事業を大阪市が施策として取り組んでいる事実によって、一般市民が動物愛護管理について啓発される効果が期待できていると考えている。平成21年度の「愛犬教室」については、電話でのセンターあての問い合わせが1,061件、参加申し込みが227組、参加者が399名となっている。

夏の「子犬の広場」開催が難しくなってきたほどに、子犬の確保が困難となってきたことも遠因としてはあるが、犬・猫を飼おうとされている方の多くが「飼うなら子どもから」という漠然とした強い希望を持っておられ、次回の「愛犬教室」を期待して手ぶらで帰られる残念なケースが多くある。この「子犬・子猫至上」意識には、老、病の犬・猫についての「安易な飼養放棄の容認」が暗に含まれているように思われ、この意識の修正あるいは払拭が、動物愛護精神の涵養に向けた一里塚ではないだろうかと考えている。そのためにも「愛犬教室」などを通じて成犬・猫と暮らし始めることのメリットや喜びを積極的に伝えることに努め、成犬・猫の譲渡推進に取り組んでいきたいと考えている。

その他譲渡に関しては、平成18年度より愛護団体への成犬・猫の譲渡を開始し、2年後の平成20年に「犬・猫の譲渡事務取扱要領」を整備した。また、現在センターで保護収容された後に、譲渡可となった犬・猫はセンター職員により全頭避妊、去勢を行っている。先の収容及び処分数の推移の項で述べたとおり、犬の譲渡は順調に増加してきているが、猫はほとんど増えていないのが現状である。

(2) 「動物による危害や迷惑問題の防止」について

大阪市内の動物による危害や迷惑問題は、各区役所の保健福祉課生活環境グループで受け付けており、そこに寄せられている犬と猫についての苦情・相談件数は図4のとおりで、状況は多くの他都市と同様に、解決が困難な野良猫を原因とする生活環境汚損の迷惑問題がほとんどとなっている。この問題については、各区の生活環境指導員が猫の飼い主に対しては「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」に依って「屋内飼育」の指導を行ってきたが、いわゆる“エサやり”さんには「止めるよう」にと、お願いする程度のことしかできない状況が長く続いてきた。動物の管理に関する業務に携わっている我々、そして多くの市民は“エサやり”さんは占有者または飼い主に準じる者と思われ、その猫の適正管理の履行を強く求めていきたいのであるが、「はいそうですか」と聞いてくれる“エサやり”さんは市内にはもちろん居られないようで、その結果、住民と“エサやり”さんの騒動、住民の行政への不満の声は、時には大きく、過酷なものとなるという、この手のケースではよくある経験をしているところである。

このような状況の中、他都市の所有者不明猫への動向

も踏まえるとともに、先に述べた「基本指針」のなかで、同様の取り組みへの行政主導の関与についての言及がなされていたことも考慮し、本市の野良猫問題の解決のため、また、先に述べた大阪市の猫致死処分の約8割が野良猫の子猫であることから「猫の致死処分の減少」に向けた施策として、大阪市では平成20年からの2年間のモデル実施を経て、平成22年から「大阪市所有者不明猫の適正管理推進事業」の本格実施を開始した。これは野良猫を地域住民がルールを決め主体的に管理していく、いわゆる“地域猫”（本市では“街ねこ”）事業で、動物愛護相談室が解決に向けた取り組みを提言、調整を行い、（公社）大阪市獣医師会が避妊去勢手術を行い、不妊処置の経費を地域住民、獣医師会、大阪市の三者が分担していくこととなっている。結果として平成20年度から3年間で27地域、554頭の不妊処置を行った。この事業の成果については苦情件数、引取り子猫の数などを見ていく必要があるが、地域住民に対して行っている検証アンケートでは概ね良好な評価をいただいている。

7 終わりに

昨年実施した「動物の愛護と管理」に関する市政モニター（回答：528/600 88.0%）で、72.6%の方がペットが好きと答え、嫌いな方は15.5%であった。また、59.3%の方がペットを飼っている、又は飼ってみたいと回答されている。近年の少子高齢化に伴う核家族や単身世帯の増加を反映してか、ペットとの共生に安らぎを求めようとする市民が多くおられる。しかし同モニターでも犬・猫による臭いや鳴き声で迷惑を感じていると回答された方が回答者の半数近くおられたように、犬・猫に関わる市民からの苦情が相談窓口となる各区役所の保健福祉課生活環境グループに数多く寄せられているのは、ペット

が飼い主へ安らぎを与える反面、一部の問題のある飼い主により周囲の方が苦痛や迷惑を強いられていると感じているという、大阪市という都市で“動物を飼養する人と隣人”の共生することの困難さを象徴しているものと思われる。その様相は動物問題にすり替わった個人的な軋轢から、深刻な環境汚損などの地域の問題まで多様で、更に解決・改善に向けた取り組みを要請された行政がその手段を持ち得ていなかった結果であると考えられる。そして、これらの問題の解決を困難としている要因は、都市での人と人との関係が以前よりも希薄となったことで、“動物を飼養する人と隣人”が短絡的に相対する関係に固定されがちとなり、相手の立場や思いを考慮することなく、先ず拒否するということとなり、そのことがこの問題を唯一解決できるかもしれない当事者同士による解決への歩みの第一歩から阻止してきたのではないだろうか。

今回、準備万端、前途洋々とは程遠い船出ではあったが、地域住民を中心に獣医師会の協力のもと「大阪市所有者不明ねこの適正管理推進事業」はその航海を始めることができた。この事業の主人公は“エサやり”さんも含めた地域住民、市民であり、そして動物愛護管理事業への一般市民の主体的な参入である。

当センターでは前述した処分数の削減の達成が短期的な目標ではあるが、本稿の最終項で述べた「動物による危害や迷惑問題の防止」についての住民参加である「大阪市所有者不明ねこの適正管理推進事業」を、市民が主体となる動物愛護管理推進運動への胎動となるものであると捉え、関係組織、愛護団体、そして市民と共に「人と動物が健康で豊かな日々を過ごせることができる都市、大阪」の実現をゴールとして地道に取り組んでいきたいと考えている。